

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」、又は「5365」からはじまる d カード会員向け）の一部改正

[改正]	[現行]
<p>第1部 一般条項</p> <p>〈第1章 総則〉（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条（定義）</p> <p>本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。</p> <p>（1）～（28）（略）</p> <p>（29）「ahamo インターネット接続サービス」 <u>当社が別に定める「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する</u> ahamo 利用者向けインターネット接続サービス</p> <p>（30）「irumo インターネット接続サービス」 <u>当社が別に定める「irumo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する irumo</u> 利用者向けインターネット接続サービス</p> <p>（31）（略）</p> <p>（32）（略）</p> <p>（33）（略）</p> <p>（34）（略）</p> <p>（35）（略）</p> <p>（36）（略）</p> <p>（37）（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>〈第2章 dカード契約の締結〉</p> <p>第4条～第12条（略）</p> <p>第13条（ご利用携帯電話番号の届出）</p>	<p>第1部 一般条項</p> <p>〈第1章 総則〉（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条（定義）</p> <p>本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。</p> <p>（1）～（28）（略）</p> <p>（29）「ahamo インターネット接続サービス」 <u>当社が提供する</u> ahamo 利用者向けインターネット接続サービス</p> <p>(新設)</p> <p>（30）（略）</p> <p>（31）（略）</p> <p>（32）（略）</p> <p>（33）（略）</p> <p>（34）（略）</p> <p>（35）（略）</p> <p>（36）（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>〈第2章 dカード契約の締結〉</p> <p>第4条～第12条（略）</p> <p>第13条（ご利用携帯電話番号の届出）</p>

1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます）を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

(1) (略)

(2) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。）

(3) (略)

2 本会員は、第 6 条第 1 項に基づき家族会員を指定する際に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます）を届け出るものとします（家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合は、家族会員用 d カード発行後の手続きとなります）。なお、家族会員用 d カード発行後は、家族会員自らが当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

(1) (略)

(2) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接

1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます）を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

(1) (略)

(2) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約において当社の sp モード又は ahamo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。）

(3) (略)

2 本会員は、第 6 条第 1 項に基づき家族会員を指定する際に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます）を届け出るものとします（家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合は、家族会員用 d カード発行後の手続きとなります）。なお、家族会員用 d カード発行後は、家族会員自らが当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

(1) (略)

(2) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約において当社の sp モード又は ahamo インターネット接続サービスを使用するための契約が締

<p>続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める5Gサービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び5G home でんわ契約において割り振られる070、080若しくは090から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉(略)</p> <p>〈第4章 dカード利用代金等の決済方法〉(略)</p> <p>〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (dカードサービスの利用停止)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員のdカードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによるdカードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又はATM機等を通じてdカードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 本会員のご利用携帯電話番号に係る回線契約において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更、機種変更、spモード、<u>ahamo</u> インターネット接続サービス、又は<u>irumo</u> インターネット接続サービス廃止等当社所定の事由が発生したとき</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>結されていないとき（ただし、当社が別途定める5Gサービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び5G home でんわ契約において割り振られる070、080若しくは090から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉(略)</p> <p>〈第4章 dカード利用代金等の決済方法〉(略)</p> <p>〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第34条 (略)</p> <p>第35条 (dカードサービスの利用停止)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員のdカードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによるdカードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又はATM機等を通じてdカードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じていただきます。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 本会員のご利用携帯電話番号に係る回線契約において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更、機種変更、spモード又は<u>ahamo</u> インターネット接続サービス廃止等当社所定の事由が発生したとき</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

<p>第36条～第39条（略）</p> <p>〈第6章 雑則〉</p> <p>第40条（免責条項）</p> <p>当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。</p> <p>（1）会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、対応携帯電話端末若しくはその他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、若しくは irumo インターネット接続サービスその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（IC チップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき</p> <p>（2）（略）</p> <p>第41条～第48条（略）</p> <p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第3部 キャッシングサービス</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>附則（2023年7月1日）</u></p> <p><u>1. 本規約は、2023年7月1日から適用されるものとします。</u></p> <p>【別紙】（略）</p>	<p>第36条～第39条（略）</p> <p>〈第6章 雑則〉</p> <p>第40条（免責条項）</p> <p>当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。</p> <p>（1）会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、対応携帯電話端末若しくはその他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、sp モード若しくは ahamo インターネット接続サービスその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（IC チップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき</p> <p>（2）（略）</p> <p>第41条～第48条（略）</p> <p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第3部 キャッシングサービス</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>【別紙】（略）</p>
---	---